

デジタル空間における情報流通の健全性に関する 基本理念の項目例

2024年2月5日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
事務局

「情報流通の健全性」に関する基本理念の項目例

- 構成員からのこれまでのご意見を踏まえると、デジタル空間における「**情報流通の健全性**」に関する基本理念として、例えば以下のような項目が考えられるのではないかと。
- 今後、これらの項目を整理・階層化し、その結果を踏まえて**情報流通の場としてのデジタル空間の在り方や情報流通の各過程（発信・伝送・受信）に関わるステークホルダーの役割・責務**について検討してはどうか。

● **表現の自由** ☞デジタル・サイバー・青少年

- ✓ 発信者・伝送者それぞれの表現の自由の保障 など

● **知る権利** ☞デジタル・青少年

- ✓ 受信者における多様な情報へのアクセスの保障
- ✓ 情動的に健康になろうとする者への機会保障 など

● **法の支配・民主主義** ☞サイバー・個人情報

- ✓ ルールに基づく民主的なガバナンスの確立
- ✓ 民主主義の過程における国民の自律的な意思決定の保護 など

● **公平性**

- ✓ 情報の伝送過程における不当な偏りの抑止 など

● **公正性** ☞デジタル

- ✓ コンテンツ作成にかけた「労力」への正当な評価 など

● **発信主体の真正性確保**

- ✓ 発信主体の真正性を受信者において判断できる能力の支援 など

● **信頼性のある情報の流通確保** ☞デジタル・個人情報

- ✓ アテンション・エコミー下における信頼性の高いコンテンツの流通へのインセンティブ付与 など

● **リテラシー・責任ある発信** ☞サイバー・個人情報・青少年

- ✓ 受信者・発信者それぞれのリテラシー向上
- ✓ デジタル・シティズンシップの涵養 など

● **包摂性・脆弱な個人の保護** ☞デジタル・青少年

- ✓ 児童・青少年や高齢者の保護と情報流通への参画機会確保 など

● **安心** ☞デジタル・サイバー・青少年

- ✓ 法令違反情報・権利侵害情報（誹謗中傷等）による被害の防止・救済
- ✓ 偽・誤情報の拡散による社会的コスト・リスクの増加の抑制
- ✓ 災害発生時等の社会的混乱その他フィジカル空間への影響の抑止 など

● **安全・セキュリティ確保** ☞デジタル・サイバー

- ✓ サイバー攻撃・安全保障上の脅威等への対抗力の確保 など

● **オープン・透明性** ☞デジタル・個人情報

- ✓ 事業者による取組の透明性確保
- ✓ 政府による事業者への働きかけの透明性確保 など

● **アカウントビリティ** ☞デジタル・個人情報

- ✓ 事業者の発信者・受信者それぞれに対するアカウントビリティ
- ✓ 政府の事業者に対するアカウントビリティ など

● **プライバシー保護** ☞デジタル・個人情報

- ✓ 個人の認知領域への侵襲抑止
- ✓ 個人の自律的な意思決定の保護 など

● **利用者データの保護** ☞個人情報

- ✓ 個人情報や個人情報以外の利用者データの適正な取扱い など

● **グローバル** ☞デジタル

- ✓ 分断のないデジタル空間の実現 など

● **国際性** ☞サイバー

- ✓ 国際的に調和のとれたルール作り・運用
- ✓ 政府・事業者を含めた国際連携の促進 など

● **マルチステークホルダーによる連携・協力**

- ☞デジタル・サイバー・個人情報・青少年
- ✓ 多様なステークホルダー間の情報共有その他連携した取組の促進 など 1

デジタル社会形成基本法の「基本理念」との関係 (例) ①

【第3条】

全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって**情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会**が実現されること

- 包摂性・脆弱な個人の保護
- グローバル

【第4条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もって**経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化**に寄与すること

【第5条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立って、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び**消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大**が図られ、もって**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現**に寄与すること

- 知る権利
- オープン・透明性
- アカウンタビリティ
- プライバシー保護

【第6条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、**個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上**に寄与すること

【第7条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、**大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応**することにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、もって**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**に寄与すること

- 安心
- 安全・セキュリティ確保

デジタル社会形成基本法の「基本理念」との関係 (例) ②

【第8条】

地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られること

- 包摂性・脆弱な個人の保護
- グローバル

【第9条】

民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービスにおける国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うこと

- 公正性
- オープン・透明性
- マルチステークホルダーによる連携・協力

【第10条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られること

- 表現の自由
- 信頼性のある情報の流通確保
- 安心
- 安全・セキュリティ確保

【第11条】

情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応すること

【第12条】

高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応すること

サイバーセキュリティ基本法の「基本理念」(第3条)との関係(例)

【1項】

インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応すること

- 表現の自由
- マルチステークホルダーによる連携・協力

【2項】

国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進すること

- リテラシー・責任ある発信
- 安心
- 安全・セキュリティ確保

【3項】

インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進すること

【4項】

サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うこと(国際的協調)

- 国際性

【5項】

デジタル社会形成基本法の基本理念に配慮すること

(前2スライド参照)

【6項】

国民の権利を不当に侵害しないように留意すること

- 表現の自由
- 法の支配・民主主義

個人情報保護法の「基本理念」との関係（例）①

【個人情報の保護に関する法律 第3条（基本理念）】

個人情報は、**個人の人格尊重の理念**の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

- プライバシー保護
- 利用者データの保護

【個人情報の保護に関する基本方針】

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向性（2）法の基本理念と制度の考え方

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、**プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護**することを目的としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、**個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランス**を考慮した取組が求められる。

- 法の支配・民主主義
- プライバシー保護
- 利用者データの保護

② 法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐためには、**個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解**が不可欠である。

国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。

また、各地方公共団体においては、各区域の特性に応じて、当該区域内の事業者や住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、法及び法の趣旨に則った条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。

- リテラシー・責任ある発信

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力

デジタル社会においては、官民や地域の枠又は国境を越え、業種・業態を問わず、あらゆる分野において、デジタル技術を活用した多種多様かつ膨大な個人情報等が広く利用されるようになってきている。

このため、法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待している。

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに、個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任を有する仕組みを採っている。こうした複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって**国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保**していくことが重要である。

- マルチステークホルダーによる連携・協力

【個人情報の保護に関する基本方針】

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向性（2）法の基本理念と制度の考え方

④ データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、**透明性と信頼性の確保**が特に重要である。

各主体においては、政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらを**わかりやすく、丁寧に説明**することが重要になる。そのためには、解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法を用いることや、CPO（最高プライバシー責任者）やDPO（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによる**データガバナンスの体制を構築**することが重要である。

- 信頼性のある情報の流通確保
- オープン・透明性
- アカウンタビリティ

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和2年改正法及び令和3年改正法で強化された、各主体による個人に対する情報提供・説明義務の履行や、個人から各主体に対する各種請求権の行使等を通じて、個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等の**データに関するリテラシーを向上**することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。

例えば、**個人によるコントロールの実効性を高めるための規律のうち各主体に共通するもの**としては、任意代理人による開示等請求が可能になること、漏えい等が発生した場合の本人通知が行われること、外国にある第三者に保有個人情報や個人データを提供するために本人から事前同意を取得する際、外国の名称や個人情報保護制度等に関する情報が本人にあらかじめ提供されることなどが挙げられる。

また、**主体のうち個人情報取扱事業者等に関するもの**としては、開示請求において、請求の対象に第三者提供記録等が追加されること、請求のあったデータの提供方法について、電磁的記録によるなど、その提供方法を本人が指示できるようになることが挙げられる。加えて、利用停止等の請求については、請求できる要件として、重大な漏えい等が発生した場合や本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等が追加されることが挙げられる。さらに、保有個人情報に関する公表義務についても、新たに、安全管理措置の内容が公表事項として追加されることが挙げられる。

以上については、各主体においても、個人に寄り添った取組が進められることが重要である。

- リテラシー・責任ある発信
- オープン・透明性
- アカウンタビリティ

青少年インターネット利用環境整備法の「基本理念」(第3条) との関係 (例)

【1項】

青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得すること

- リテラシー・責任ある発信

【2項】

青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること

- 包摂性・脆弱な個人の保護
- 安心

【3項】

自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重すること

- 表現の自由
- 知る権利
- マルチステークホルダーによる連携・協力